

① 件 名
障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>障害の有無にかかわらず誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの障害者基本法の理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）や、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正法等が施行され、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまち（共生社会）づくりを推進する気運が高まっている。</p> <p>【目的】</p> <p>障害者基本法の趣旨に沿った責務を明記し、必要な施策を総合的かつ計画的に進め、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>障害者基本法(昭和45年法律第84号) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け〕 又は 〔個別計画との整合性：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】</p> <p>石巻市第3次障害者計画（平成29年3月末策定予定）</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年 8月 障害者基本法の改正</p> <p>平成27年 2月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について閣議決定</p> <p>平成28年 4月 障害者差別解消法施行 障害者雇用促進法の一部改正の施行</p> <p>5月～ 石巻市障害福祉推進委員会（1月まで全4回） 障害者計画策定等検討部会（12月まで全4回）</p> <p>9月 障害者差別解消法対応庁内打合せ会</p>

<p><b>⑤ 主な内容</b></p>															
<p>1. 基本目標</p> <p>(1) 共に支え合う市民意識の醸成</p> <p>(2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築</p> <p>(3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり</p> <p>(4) 地域社会で共生できる環境づくり</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2. 主な取組内容</p> <p>(1) 障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（別紙）の制定による取組</p> <p>ア 障害への理解を深め、相互に連携し、差別や偏見のない社会の実現に向け、市及び事業者並びに市民の責務を規定</p> <p>イ 何人も、差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為を禁止</p> <p>ウ 障害を理由とする不当な差別や合理的配慮をしないことによる障害者からの相談、苦情等に対する対応として、障害福祉推進委員会による助言又はあっせん等</p> <p>エ ウによっても解決しない事案に対し、当該事案に係る相手方に対する改善勧告</p> <p>(2) 障害への理解の促進や手話を言語として普及するための研修機会の提供</p> <p>「共生社会の実現に向けて」や「ワンポイント手話」等の講座の開催</p> <p>(3) 障害者、家族等の自発的活動を支援するボランティア団体の養成</p> <p>手話奉仕員登録された方々を中心としたボランティア団体の設立支援等</p> <p>3. 施策の推進体制</p> <p>(1) 障害福祉推進委員会の設置</p> <p>現行の役割に加え、差別解消支援地域協議会としての役割を担う（要綱は廃止し、条例に追加する）。</p> <p>(2) 障害者相談支援体制の再構築</p>															
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）</b></p>															
<p>【影響・効果】</p> <p>共に安心して暮らせる共生社会の実現へ寄与するもの</p>															
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>															
<p>【県内制定済み】</p> <p>宮城県：「誰もが住みよい福祉のまちづくり条例」</p> <p>仙台市：「障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」</p>															
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p>															
<table border="0"> <tr> <td>平成29年</td> <td>6月</td> <td>平成29年市議会第2回定例会へ条例の提案、条例の公布</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(施行予定日：平成30年4月1日)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月～</td> <td>市報、ホームページ等で周知</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>障害への理解を促進するための出前講座の開催等</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>4月1日</td> <td>石巻市障害福祉推進委員会設置要綱の廃止</td> </tr> </table>	平成29年	6月	平成29年市議会第2回定例会へ条例の提案、条例の公布			(施行予定日：平成30年4月1日)		8月～	市報、ホームページ等で周知			障害への理解を促進するための出前講座の開催等	平成30年	4月1日	石巻市障害福祉推進委員会設置要綱の廃止
平成29年	6月	平成29年市議会第2回定例会へ条例の提案、条例の公布													
		(施行予定日：平成30年4月1日)													
	8月～	市報、ホームページ等で周知													
		障害への理解を促進するための出前講座の開催等													
平成30年	4月1日	石巻市障害福祉推進委員会設置要綱の廃止													
<p><b>⑨ その他</b></p>															
<p></p>															